

令和4年度

二級建築士定期講習 考查問題（例示）

全35問 正誤式

注意事項

1. 開始の指示があるまで、問題冊子を開かないでください。
2. 最初に解答用紙に受講番号、氏名を受講票のとおり正確に記入して下さい。
3. 解答は正誤式です。解答用紙に正確に○か×を記入して下さい。
記入が不正確な場合は採点されないことがあります。
4. 体調の不良等により退出する場合は、挙手して係員に合図し、係員の指示に従って静かに退出して下さい。
この考查時間内の再入室はできません。
5. 問題用紙と解答用紙は係員が回収します。
6. テキストの持ち込みは可能です。

- 問 1 都道府県知事が特別な構造方法の建築物（大臣認定プログラムによるものでない場合）の構造計算適合性判定を行う場合、構造計算に関して専門的な知識を持つ者（指定構造計算適合性判定機関）の意見を聴く必要はない。
- 問 2 建築主は適合性判定通知書またはその写しを、建築確認の審査期間の 7 日前までに建築主事に提出する。これをもとにして特定行政庁などが建築確認を下すことになる。
- 問 3 確認申請書及び添付図書、指定確認検査機関からの報告書等は、15 年間の保存期間が定められた。また、定期報告に関する書類は、特定行政庁が規則で定める期間保存しなければならないとされた。
- 問 4 一級建築士や二級建築士、木造建築士の認定に際して、以下に該当する者には免許を与えないと規定している。
- ・ 未成年者
 - ・ 禁錮刑以上の刑や建築士法その他の関連法令の規定による刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 3 年を経過しない者
 - ・ 懲役などの理由により建築士の免許を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない者
- 問 5 建築士事務所の開設者に対し、登録の取り消しなどの監督処分をしたときは、処分をした年月日、建築士事務所の名称、処分の内容、処分の原因となった事実などを、都道府県の公報に掲載し公告しなければならないと定められている。
- 問 6 構造計算に係る証明書の交付義務規定（第 20 条第 2 項）に違反して、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合でないのに、安全性を確かめた旨の証明書を交付した者は、1 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処することが定められた。（第 38 条第 6 号）
- 問 7 建築士は、設計等の業務の委託者（これから委託しようとする者は除く）から請求があった場合は、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならないとされている。
- 問 8 従来は、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験を、免許登録の際の要件に改めることにより、免許登録の前後 3 年の間に積んでいけばよいこととされた。
- 問 9 学科試験に合格した建築士試験に引き続いて行われる 5 回の建築士試験のうち 2 回（学科試験に合格した建築士試験の設計製図試験を欠席する場合は 5 回のうち 3 回）について学科試験を免除するように改定された。
- 問 10 定期講習の受講が義務付けられている建築士は、建築士事務所に所属している一級、二級、木造建築士で 3 年ごと（施行規則第 17 条の 36）に国土交通省の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習を受講しなければならない。

- 問 11 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士以外の一級建築士が、一定規模以上の建築物について構造設計又は設備設計を行うことは禁止された。
- 問 12 管理建築士は、建築士として3年以上の設計などの業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないこととされた。
また、従来は「技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる」とされていた役割を、①受託する業務量や難易度の設定②業務の実施者の選定③提携先の選定④建築士事務所の技術者の管理と規定し、その職責が明確化された。
- 問 13 延べ面積 300 m²を超える建築物の新築工事に係る設計（工事監理を除く）について一括再委託が禁止された。
- 問 14 建築紛争の発生を未然に防止し、契約の当事者の利益を保護するために、延べ面積 300 m²を超える建築物の設計又は工事監理の業務について、書面による契約を義務付けることとされた。
- 問 15 建築士事務所の所属建築士を変更した場合には、建築士の氏名及びその建築士の種別について、3ヶ月以内にその届け出をすることが義務づけられている。
- 問 16 国土交通大臣・都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、建築士に対してその業務が開始されるまでに必要な報告を求めることができる。
また建築士事務所についても立ち入り検査を認めている。
- 問 17 省エネ基準は、①外壁、窓等の断熱性能を評価する基準（外皮基準）と②一次エネルギー消費量を評価する基準からなり、省エネ基準に適合させるためには、住宅は②の基準のみ、非住宅建築物は①と②の両方の基準を満たす必要がある。
- 問 18 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」は、構造性能表示制度と瑕疵担保責任、住宅に係る紛争処理体制の整備の3つの柱から成っている。
- 問 19 住宅を新築する請負契約において、請負人は住宅の構造耐力上主要な部分などについては、引渡し時から10年間の瑕疵担保責任を負うことが義務付けられることが定められた。
- 問 20 宅建業者は買い主に対する重要事項説明において、10年以内に実施したインスペクションの有無、行っていればその結果を説明しなければならない。
- 問 21 ZEH（Net Zero Energy House）とは、外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の二次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことである。

- 問 22 エコキュートはエアコンと同じヒートポンプ技術で大気から取り込んだ空気の熱によって水の温度を上げ、お湯を貯湯タンクで保温するという仕組みである。
- 問 23 創蓄連携システムとは効率的なエネルギーマネジメントのために、電気を「創る」原子力発電システムと電気を「蓄える」蓄電池の2つを連携させたシステムである。
- 問 24 タワーマンションの火災対策として、建築基準法で消防用設備の設置が原則義務付けられるほか、カーテンなどに防災物品を使用することが義務化され、消防法では防火区画が定められている。
- 問 25 建築基準法ではアスベスト関連の対象となるのは、吹き付けアスベストと0.1wt%（ウェイトパーセント：濃度を表す単位）を超えてアスベストを含んでいるロックウールの2つである。
- 問 26 IBMとは、Information（情報で）Building（建物を）Modeling（形成する）のことで、コンピューター上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することをいう。
- 問 27 フロントローディングとは、業務の前倒しであり、前工程で発生する問題を前段階で解決することにより、全体業務量の削減と生産性の向上や品質の向上を図ることをいう。
- 問 28 「WELL 認証」とは、建物や屋内の環境性能を「空気」「水」「栄養」「光」「快適性」「心」の6分野、合計105項目で評価し、認証を付与する制度である。
- 問 29 近年、バリアフリーやウェルビーイングなど、誰もが使いやすく分かりやすいデザインに続いて、ユニバーサル（身体的・精神的・社会的に満たされた状態）を実現する建築が求められている。
- 問 30 工事監理者の業務は、工事の進捗状況・工程のチェック・品質管理等を確実にを行い、それを建築主に報告する義務がある。
- 問 31 業務報酬の算定方法は、2つの方法を示している。
- (1) 略算方法：業務に要する費用（直接人件費、直接経費、間接経費、特別経費、技術料等経費、消費税相当額）を個別に積み上げて算出する方法
 - (2) 実費加算方法：実態調査を基に策定した略算表（建物の用途別・規模別に標準業務量を定めもの）等をもとに、直接人件費、直接経費、間接経費を簡易に算出する方法
- 問 32 ユニバーサルデザインとは追加的なコストをほとんどかけずして、建物や施設的设计が障害の有無にかかわらず、すべての人々にとって魅力的かつ機能的となるようなデザインのあり方である。

問 33 建築物のバリアフリー化の義務基準（建築物移動等円滑化基準）が適用される施設用途は 3,000 m²以上の特別特定建築物である。公衆便所のみ規模の実態に合わせて 50 m²以上を適合義務としている。

問 34 サービス付き高齢者向け住宅とは、単身や夫婦のみの高齢者世帯が安心して住まえるリース住宅等のことである。

問 35 「新たな住宅セーフティネット制度」は、①住宅確保要配慮者向けリース住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の 3 つの大きな柱から成り立っている。